秘密保持に関する誓約書

西宮市長　殿

|  |  |
| --- | --- |
| 事業者の商号又は名称 |  |
| 事業者の所在地 |  |
| 代表者の氏名　※押印不要 |  |

当社は、令和５年３月27日付で公表された「内部経費適正化によるコスト削減支援業務に関するサウンディング型市場調査実施要領」（以下「本実施要領」といいます。）に係る提案を作成することを目的（以下「本目的」といいます。）として、本誓約書を提出したもののみに開示される資料（以下「守秘義務対象資料」といいます。）の開示を受けることを希望しますが、守秘義務対象資料の開示を受けるに当たっては、下記事項を遵守し、秘密を保持することを誓約します。

第1条（利用の目的）

当社は、本目的のためにのみ守秘義務対象資料の開示を受けるものであり、本目的以外の目的のために当該資料を利用しません。

第2条（秘密の保持）

当社は、西宮市（以下「市」といいます。）から開示を受けた守秘義務対象資料を秘密として保持するものとし、前条に定める場合のほか、第三者に対し開示しません。ただし、法律、命令、条例等（以下「法令等」といいます。）により開示の義務が課される場合はこの限りではありません。

第3条（善管注意義務）

当社は、市から開示を受けた守秘義務対象資料に含まれる情報が、市又は当該情報の提供者の業務上重要な情報であり、これが第三者に開示された場合には、市又は情報提供者の業務又は事業に重大な影響を与えるものであることを了解し、守秘義務対象資料を、善良な管理者としての注意をもって取り扱うことを約束します。

第4条（個人情報の取扱い）

市から開示を受けた守秘義務対象資料のうち個人情報に該当するものについては、法令等により当社に認められる範囲内でのみ利用し、保持し、かつ、法令等により当社に要求される限度の適切な管理を行うことを約束します。

第5条（期間）

本書に基づき当社が負う義務は、第7条第1項に従った守秘義務対象資料の印刷物等の破棄の前後を問わず、存続するものとします。

第6条（損害賠償義務）

当社の本書に違反する行為により秘密が漏洩した場合、当社は、それにより市又は第三者（市に対して守秘義務対象資料を提供した者を含みますがこれに限りません。）に生じた損害を直接賠償することを約束します。

第7条（印刷物等の破棄）

1　受領した守秘義務対象資料の印刷物等（守秘義務対象資料の印刷物、複写物、複製及びハードディスク等の記録媒体への記録を含みますがこれらに限りません。）は、破棄証明書の提出期日までに（又は本書の違反等により市が求める場合は当該請求後速やかに）、すべて破棄することを約束します。

2　前項の規定にかかわらず、法令等若しくは当社の社内規定により社内決裁資料等に守秘義務対象資料の情報が含まれ不可分一体となっている場合、及び、法令等又は司法機関若しくは行政機関の判決、決定、命令等により守秘義務対象資料の情報を保持することが義務付けられている場合は、当社は当該資料・情報等を破棄することなく、当社において適切に保存することを約束します。

第8条（準拠法、管轄）

1　本書は、日本法に従って解釈されるものとします。

2　当社は、本書に関連する一切の紛争（裁判所の調停手続きを含みます。）については、神戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

以　上